

## 福祉サービス第三者評価に関する国指針改正等への対応について

福祉サービス第三者評価について、平成30年3月に厚生労働省から第三者評価事業に関する指針改正通知をはじめとする各種通知が発出され、評価制度や評価基準等の見直しが示されたことから、下記により対応しようとするもの。

## 1 評価制度・評価基準の見直し ※平成30年度第1回委員会審議結果を踏まえ、県改正案等作成

項目	国改正内容	県対応案	備考
① 受審率の数値目標の設定・公表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県推進組織に関するガイドラインを改定</li> <li>●都道府県推進組織（宮城県）に対し、下記事項を努力義務化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受審率の数値目標の設定</li> <li>・数値目標の公表</li> <li>・実施状況の評価</li> </ul> </li> <li>●全分野対象</li> <li>●評価機関数など様々な制約がある中、まずは直近3年間の受審計画を毎年度見込むことを要請</li> <li>●平成30年度から</li> </ul> <p>(参考) 国では、保育分野において、平成31年度末までに全事業者が受審することを目指す、としている（日本再興戦略）。</p>	<p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対応（全分野）</li> </ul> <p>※平成31年度からの3年間について、分野（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉）ごとに毎年度の数値目標を設定 ※数値目標の設定・公表案は、資料2のとおり。</p> <p><b>手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会調査審議（平成30年度）</li> <li>●受審率数値目標の設定・公表（平成31年度からの3か年度分設定、平成30年度公表）</li> <li>●実施状況評価（二年度目以降）</li> </ul> <p>※委員会調査審議 第1回：方向性審議 第2回：具体案審議 （以下②～④についても同じ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資料1 参考（国指針改正事項） P.7</li> <li>●資料2（数値目標の設定・公表案） P.41～44</li> </ul> <p>※国指針改正通知、指針別紙別添1 ※国留意事項通知（障害、高齢） （第1回資料 P.59 P.240～241 P.246～247）</p>
② 評価基準の改正（共通評価）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価基準ガイドライン等を改正（共通評価）</li> <li>●社会福祉法人制度の改正（運営の透明性の確保、地域福祉への貢献）等を踏まえ、評価項目や評価の着眼点等を見直し</li> <li>●全分野対象</li> <li>●平成30年度から</li> </ul>	<p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対応（全分野）</li> </ul> <p>※県評価基準（共通評価項目）に国指針改正事項を反映</p> <p><b>手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会調査審議（平成30年度）</li> <li>●県評価基準改正、評価機関・事業者等へ周知（平成31年1月）</li> <li>●評価調査者継続研修へ反映（平成31年2月）</li> <li>●平成31年度施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資料1 参考（国指針改正事項） P.10～37</li> <li>●資料3・4（県評価基準等改正案） P.45～534</li> </ul> <p>※国指針改正通知、指針別紙1別添3、別添4 （第1回資料 P.59～89）</p>

項目	国改正内容	県対応案	備考
③ 評価手法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県推進組織に関するガイドラインを改正</li> <li>●受審時の事業者負担の軽減策を追加（既存資料の活用等）</li> <li>●全分野対象</li> <li>●平成30年度から</li> </ul>	<p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対応（全分野）</li> </ul> <p>※県評価業務実施要綱に国指針改正事項を反映（改正案第4条第2項）</p> <p><b>手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会調査審議（平成30年度）</li> <li>●県評価業務実施要綱改正，評価機関・事業者等へ周知（平成31年1月）</li> <li>●評価調査者継続研修へ反映（平成31年2月）</li> <li>●平成31年度施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資料1 参考（国指針改正事項） P.6</li> <li>●資料5-1（評価業務実施要綱改正案） P.535</li> </ul> <p>※国指針改正通知，指針別紙1別添1（第1回資料 P.58）</p>
④ 評価機関の認証更新時研修の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第三者評価機関認証ガイドライン等を改正</li> <li>●評価機関の認証更新時研修の導入</li> <li>●全4研修課目，6時間30分</li> <li>●直近3か年の評価件数が10件未満で，未受講の場合，原則認証取消（適用除外あり）。10件以上の場合，受講が望ましい。</li> <li>●平成31年度から</li> </ul>	<p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対応</li> </ul> <p>※県評価機関認証要綱に国指針改正事項（未受講の場合の認証取消規定）を反映（改正案第8条第2項・第10条）</p> <p><b>手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会調査審議（平成30年度）</li> <li>●県評価機関認証要綱改正，評価機関へ周知（平成31年1月）</li> <li>●平成31年度施行</li> </ul> <p>※次回更新：平成31年8月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資料1 参考（国指針改正事項） P.8～9</li> <li>●資料5-2（県評価機関認証要綱改正案） P.539～542</li> </ul> <p>※国指針改正通知，指針別紙2別添2，別添6（第1回資料 P.91～95）</p>

## 2 他制度の見直し

※平成30年度第1回委員会審議時から概ね変更なし

項目	国改正内容	県対応案	備考
① 社会福祉法人の監査周期の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人に対する所轄庁の監査制度の見直し</li> <li>●国社会福祉法人指導監査実施要綱において，法人が第三者評価を受審した場合，監査周期を延長できる旨規定（3年に1回→4年に1回）</li> <li>●全分野対象</li> <li>●平成29年度から</li> </ul>	<p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対応済（全分野）</li> </ul> <p><b>手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県社会福祉施設等指導監査実施要綱改正（平成29年度改正済）</li> <li>●法人へ周知，受審促進（平成30年度継続実施）</li> </ul>	<p>※国留意事項通知（障害，高齢）（第1回資料 P.247～248 P.241～242）</p>

	項目	国改正内容	県対応案	備考
②	介護サービス情報公表システムへの評価結果掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度の見直し</li> <li>●介護サービス情報公表システム改修により、福祉サービス第三者評価結果掲載</li> <li>●高齢者分野（介護保険）</li> <li>●平成30年度改修</li> </ul> <p>※介護サービス情報公表システム:利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。インターネットで情報を入手可（サービスの内容, 利用料, 設備, 従業員数, 空き情報, 特色等）</p>	<p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対応（高齢（介護保険））</li> </ul> <p><b>手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者へ周知, 受審促進（平成30年度）</li> <li>●平成30年度施行</li> </ul>	<p>※国留意事項通知（高齢）（第1回資料 P.249）</p>
③	第三者評価実施状況の説明義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各福祉サービスの運営基準の見直し</li> <li>●事業者が各福祉サービス利用申込者又は家族に対して行う「重要説明事項」として、「福祉サービスの第三者評価の実施状況」を追加</li> <li>●障害, 高齢（介護保険）の2分野対象</li> <li>●平成30年度から</li> </ul> <p>※運営基準:事業者が遵守すべき人員や設備, 運営方法に関する基準を定めたもの</p>	<p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対応（障害, 高齢（介護保険））</li> </ul> <p><b>手続き</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●集団指導等により, 事業者へ周知, 受審促進（平成30～31年度）</li> <li>●各種指導監査等により, 履行状況確認・指導, 受審促進（平成30～31年度）</li> <li>●平成30～31年度施行</li> </ul>	<p>※各福祉サービスの国改正運営基準解釈通知（障害, 高齢）</p> <p>※国留意事項通知（障害, 高齢）（第1回資料 P.242～243 P.248～249）</p>

(参考) 通知略称等一覧

	資料中表記略称	通知名等
1	国指針改正通知	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について の一部改正について (平成30年3月26日付け子発0326第10号,社援発0326第7号,老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長,社会・援護局長,老健局長通知)
	指針別紙1 指針別紙2	福祉サービス第三者評価事業に関する指針 ※別紙1は平成30年度から,別紙2は平成31年度から適用。 別紙1~2ともに別添1~6のガイドライン・モデルカリキュラムが添付されている。
	別添1	都道府県推進組織に関するガイドライン
	別添2	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
	別添3	福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
	別添4	福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン
	別添5	福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン
	別添6	評価調査者養成研修等モデルカリキュラム
2	国留意事項通知 (障害者・児福祉)	障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について (平成30年3月29日付け社援発0329第18号,障発0329第28号,厚生労働省社会・援護局長,障害保健福祉部長通知)
3	国留意事項通知 (高齢者福祉)	高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について (平成30年3月26日付け社援発0326第8号,老発0326第8号,厚生労働省社会・援護局長,老健局長通知)
4	各福祉サービスの国 改正運営基準解釈 通知(一例)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 知)
5	委員会	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会
6	県評価業務実施要綱	宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱 (平成21年4月1日施行)
7	県評価機関認証要綱	宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱 (平成21年4月1日施行)